

広島県教育委員会教育長訓令第3号

本 庁  
地 方 機 関  
学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等文書管理規程及び広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

広島県教育委員会事務局等文書管理規程及び広島県教育委員会事務局等決裁規

程の一部を改正する訓令

(広島県教育委員会事務局等文書管理規程の一部改正)

第一条 広島県教育委員会事務局等文書管理規程(昭和三十七年広島県教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「課長代理」の下に「(課長代理を置かない課にあつては庶務の事務に従事する上席の職員)」を加える。

第十条第二項中「により付けるもの」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の番号は、会計年度ごとの文書管理システムにより採番した番号とする。ただし、これにより難い場合は、文書発送簿により採番するものとする。

第十条第四項前段中「を付けるもの」を削る。

第十一条中「、告示」の下に「、教育長告示」を、「告示」の下に「、教育長告示」を加える。

第十一条の四第二項中「係」ごとに一人置くものとし、係を「課」に改める。

第十一条の五第三項を削り、同条第四項中「各課等において」を「ファイル責任者は、」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十一条第一項本文を次のように改める。

起案文書は、文書管理システムにより作成し、電子決裁により決裁を受けなければならない。

第二十一条第一項第三号中「文書管理システム」を「その他文書管理システム」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 決裁に緊急を要するもの、第二十三条第一項の規定により持ち回つて決裁を受けるもの又はシステム上の障害若しくは運用保守等により文書管理システムが稼働していないときに決裁を受けなければならないもの

起案用紙を用いる。

第二十一条第二項を次のように改める。

2 前項第一号に掲げるものの起案は、決裁を受けた後に文書管理システムに標題、案の要旨等必要事項の登録を行うものとする。

第二十八条中「記載し、かつ、当該決裁文書に文書記号、番号及び日付を記載のうえ、所定欄に認印を押す。」を「記載する。」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、決裁文書が電子決裁による決裁を受けた文書でないときは、当該決裁文書に文書記号、番号及び日付を記載の上、所定欄に認印を押す。

第三十四条ただし書中「ファクシミリ等又は」を削る。

第四十一条中「記載し、かつ、当該決裁文書に文書記号、番号及び日付を記載のうえ、所定欄に認印を押す。」を「記載する。」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、決裁文書が電子決裁による決裁を受けた文書でないときは、当該決裁文書に文書記号、番号及び日付を記載の上、所定欄に認印を押す。

第五十四条第三項中「前条各号」を「前条第二項から第五項まで」に改める。

別表第二中「教育改革推進課

「~~広教改~~」を

「学びの变革推進課

「~~広教改~~」に改める。

別記様式第一号の注を次のように改める。

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

2 文書管理システムにより採番した番号を文書番号とし難い場合は、会計年度ごと

とに、他の発送文書と重複しないよう「50001」から採番すること。

別記様式第二号を次のように改める。

様式第2号

聞 取 票

文書分類記号
保存年限

教 育 長	教育次長	主務部長	主務課長			主務係長	係 員
受理年月日 平成 年 月 日 ( 曜 )	時 分	方法 <input type="checkbox"/> 来庁	<input type="checkbox"/> 電話	<input type="checkbox"/>			
相手方の所属 (又は住所)	TEL ( 職名 )	氏名					
聞 取 者 所 属	職名	氏名					
件 名	<input type="checkbox"/> 照 会	<input type="checkbox"/> 依 頼	<input type="checkbox"/> 報 告	<input type="checkbox"/>			

照会又は依頼などの要旨

--

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 決裁区分欄は、各機関に置かれる職に応じ、適宜変更して差し支えないものとする。

別記様式第三号中

文書分類記号
--------

を

文書分類記号
保存年限

に改める。

(広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部改正)

第二条 広島県教育委員会事務局等決裁規程(昭和五十三年広島県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

附則中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、附則第五項中「第三項」を「第四項」に改め、「グローバル教育監及び」を削り、同項を附則第六項とし、附則第四項中「第三項」を「第四項」に、「第十六号」を「第十七号」に、「第二十三号」を「第二十四号」に改め、同項を附則第五項とし、附則第三項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を附則第四項とし、附則第二項中「第三項」を「第四項」に、「第三十号」を「第三十一号」に、「第三十一号」を「第三十二号」に改め、同項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

2 当分の間、職の設置規則附則第三項に掲げる職にある者(以下「県立学校改革担当課長」という。)は、別表第一課長専決事項の欄に掲げる事項について専決することができる。

附則に次の一項を加える。

9 当分の間、教育部長は、第七条第一項の規定にかかわらず、教育部における県立学校改革担当課長の所掌事務に係る代理決裁について特別な定めをすることができる。

別表第一課長専決事項の欄中第三十五号を第三十六号とし、第二十八号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八 特別の形態によつて勤務する必要がある職員(課長(課長相当職を含む。))以上の職員を除く。)の同一の日における勤務時間の割振り

別表第二管理部の部総務課の項課長専決事項の欄第三項を削り、同欄中第四号を第三号とし、第五号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、同部教職員課の項課長専決事項の欄第十四号中「任期付採用職員」の下に「(県費負担教職員を除く。)」を加え、同欄第十五号中「非常勤職員」の下に「(別に定めるものに限る。)」を加え、同欄中第三十二号を第三十三号とし、第二十九号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九 地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項第一号の規定による福山市の教職員の任期付採用職員(県費負担教職員に限る。)の任免

別表第二教育部の部学校経営支援課の項を削る。

別表第三教育事務所長の項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項第一号の規定による教職員の任期付採用職員（県費負担教職員に限る。）の任免

附 則

この教育委員会教育長訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。